
令和元年10月(令和元年度第7回)
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 令和元年10月25日(金曜日) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター婦人研修室

3. 出席委員 (15名) 12番欠番

委員	1番	坂口利邦
委員	2番	内倉孝子
委員	3番	富永浩二
委員	4番	白田利秋
委員	5番	中嶋睦巳
委員	6番	中村重治
委員	7番	上岡ヒトミ
委員	8番	永野易美
委員	9番	大窪輝則
委員	11番	福田智浩
委員	13番	冷水正行
委員	14番	吉永良行
委員	15番	福園幸雄
会長	16番	鶴岡和喜

4. 欠席委員 10番 藤井勇次

5. 議事録署名委員 7番 上岡ヒトミ 9番 大窪輝則

6. 議 題 議案第25号 農地法第3条許可申請の件について
議案第26号 農地法第4条許可申請の件について
議案第27号 農地法第5条許可申請の件について
議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画案の件について

7. 協議・報告 1 農地利用集積計画の解約について
2 あっせん委員の選任について
3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 有田 稔 事務局次長 一松敬一 係長 有留幸弘

10. 閉会

第7回定例総会 会議の概要

【午前10時00分 開会】

事務局	<p>定刻になりましたので始めたいと思います。ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、令和元年度肝付町農業委員会第7回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」御着席ください。</p> <p>本日は議席番号10番の藤井委員から、本町の基幹作物であるサツマイモの乾腐病等の大発生により、農水省防疫課の調査立ち合いの要請を受け参加のため、欠席届が出されております。</p> <p>本日の出席委員は、15名中14名です。会議規則第17条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会議規則第15条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>冒頭、あいさつあり。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、7番の上岡ヒトミ委員と9番の大窪輝則委員をお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、議案第25号から議案第28号まであります。報告協議が1から3番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は記載のとおりです。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。1ページをお開きください。</p> <p>議案第25号「農地法第3条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第25号 農地法第3条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は5件です。全て売買での所有権移転になります。</p> <p>売買の内訳は、田が6筆で7,948平方メートル、畑が3筆で3,650平方メートルであります。</p> <p>整理番号1番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番、田が1筆計で2,368平方メートルです。</p> <p>整理番号2番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇、畑が1筆で359平方メートルです。</p> <p>整理番号3番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇で、田が1筆で474平方メートルです。</p> <p>整理番号4番は、〇〇府の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番外3筆で、田が2筆で3,474平方メートル、畑が2筆で3,291平方メートルです。</p> <p>整理番号5番は、〇〇府の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番外1筆、田が2筆で1,632平方メートルです。</p> <p>以上、5件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、</p>

事務局	<p>農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>只今、事務局より説明がありました。1番から5番まで5件の申請です。お目通し下さい。</p>
議長	<p>それでは、5件の申請について審議します。異議、意見等ありませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>異議なしということですので、議案第25号農地法第3条許可申請の5件の申請については、申請どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして2ページをお開きください。議案第26号農地法第4条許可申請の件「4-1-4」について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第4条許可申請の件「4-1-4」について、ご説明いたします。</p> <p>申請人が、肝付町南方〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町南方字〇〇 〇〇〇番〇、田で972平方メートルとなっております。</p> <p>転用目的が貸駐車場にしたいということで、自身が経営する土木会社の工事用車両や資材等の置場に苦慮していることから、貸駐車場として利用したいということで申請が出ております。</p> <p>農地の区分は第1種農地の集落接続施設に該当します。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会に〇〇センターがありますが、そこからさらに南へ約300メートル進んだところの〇〇事務所の裏側に申請地があります。配置図については、大型トラック、トレーラー等3台分の駐車スペースを確保し、隣接地に土砂等が流れないように周りに擁壁を積むように計画されています。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします</p>
議長	<p>はい、「4-1-4」について、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願ひいたします。 はい、冷水委員。</p>
冷水委員	<p>「4-1-4」について、現地調査の報告をいたします。去る10月23日に福園委員、事務局、申請者、そして私で調査いたしました。場所につきましては、〇〇を下がっていきますと、水田地帯がありまして、右側に〇〇がありますが、そこを右折しまして300メートルぐらい行ったところになります。</p> <p>申請人は建設業を行っていますが、建設重機や車両が多くて、現在の置場では狭くなって苦慮しているということで、場所としましては周辺の農地に何ら迷惑をかけるような所でもなく、周囲には擁壁も設置するということでしたので、許可することに問題は無いかと思われました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はい、ご苦労様でした。只今、「4-1-4」について、只今現地調査の報告がありました。この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>
議長	<p>はい、異議なしということですので、議案第26号農地法第4条許可申請の件「4-1-4」については、許可相当との意見を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして3ページをお開きください。</p>

議 長	つぎに、議案第 27 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-22」について、事務局に説明をお願いします。
事務局	<p>農地法第 5 条許可申請の件「5-1-22」についてご説明いたします。</p> <p>譲受人が、〇〇市〇〇町〇〇〇番〇号〇〇ハウス〇〇号、〇〇〇〇さんで、譲渡人が肝付町宮下〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町富山字〇〇〇〇番〇の一部、畑で 973 平方メートルのうち 572 平方メートルです。</p> <p>転用目的が農家住宅と倉庫と車庫で、申請地の近くにある牛舎で父親と一緒に肉牛を飼育していることから、現在、借家住まいでもあり、仕事場まで遠く不便なため、申請地に持ち家や倉庫・車庫を建築し永住したいということで申請が出ております。農地の区分は第 2 種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>この案件は、6 月総会で農振除外の申請が出たときに審議して頂いた案件でありまして、その時から内容等については変更がないものであります。</p> <p>以上、よろしくお願いいいたします。</p>
議 長	はい、「5-1-22」については、事務局が只今説明いたしましたように 6 月に農振除外の申請をされ、許可された案件であります。今回 5 条申請をされましたが、現地調査は 6 月に行われ、調査報告もその時にいただいております。それでは「5-1-22」について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	「異議なしとの声あり」
議 長	<p>はい、異議なしということですので、議案第 27 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-22」については、許可相当との意見を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして 4 ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第 27 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-23」について、事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第 27 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-23」についてご説明いたします。</p> <p>借人が、肝付町後田〇〇〇番地〇、〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇さんで、貸人が肝付町前田〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇、畑で 861 平方メートルです。</p> <p>転用目的が研修員宿泊施設及び管理舎を建てたいということで申請が出ております。事業拡大に伴い、人材確保が急務であるため、外国からの研修生の受け入れや日本人スタッフの増員を予定していることから、研修員宿泊施設及び管理舎を増設したいということであります。農地の区分が第 1 種農地の農業用施設等に該当致します。</p> <p>この案件につきましても 4 月に農振除外の申請が出まして、その時に審議いただいた案件でありまして、10 月 24 日付けで用途区分変更の許可が出た案件であります。今回 5 条申請されたもので、その時から内容等については変更がありません。以上、よろしくお願いいいたします。</p>
議 長	はい、「5-1-23」の申請につきましても事務局が説明いたしましたように、農振除外が許可になり、今回 5 条申請されました。農振除外申請時の計画内容と変更はないということで、現地調査は農振除外申請時の報告のとおりとなります。この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。

	「異議なしとの声あり」
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、議案第 27 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-23」については、許可相当との意見を付して進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして 5 ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第 28 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、令和元年 10 月分について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 28 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の 10 月分につづきまして説明いたします。</p> <p>まず、1 番の所有権移転です。内之浦はありませんでした。高山地区が、田が 2 件の 4 筆で、4,241 平方メートル、畑はありません。詳細は次ページに掲載してありますが、あっせん申込の分が成立したものです。</p> <p>1 番は、先月 9 月にあっせん申し出がされたものです。2 番の方は、今年の 8 月にあっせん申し出があった分になっております。いずれも認定農業者に売買が成立したのようになっております。</p> <p>つづきまして、2 番の利用権設定ですが、内之浦地区が新規設定で、田が 1 件の 1 筆で 2,063 平方メートル、畑はありません。再設定は田が 2 件の 5 筆で 5,598 平方メートル、畑はありませんでした。</p> <p>高山地区は新規設定が、田が 3 件の 4 筆で 4,678 平方メートル、畑はありません。再設定が、田が 2 件の 2 筆で 2,563 平方メートル、畑はありませんでした。</p> <p>肝付町の合計ですが、田が 8 件の 12 筆で 14,902 平方メートル、畑はありません。詳細につづきましては、7 ページに内之浦地区、8 ページに高山地区が掲載してございます。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、今月は 1 番の所有権移転が 2 件あります。2 件ともあっせん申し出があり、成立したものであります。先ずはお目通しをお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、それでは審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	【異議なしとの声あり】
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、1 番の所有権移転の 2 件については、許可することといたします。</p> <p>つづきまして、利用権設定に入ります。今回は少ない件数ですので、内之浦地区、高山地区を同時に進行したいと思います。内之浦地区 3 件、高山地区 5 件あります。先ずはお目通しをお願いいたします。</p>
議 長	<p>関係者がいらっしゃいます。高山地区の 3 番、福田農園の田の新規があります。福田委員の退席をお願いいたします。（福田委員退席）</p>
議 長	<p>福田農園の田の新規について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	【異議なしとの声あり】
議 長	<p>それでは異議なしと認め、利用権設定の高山地区の 3 番については提案どおり許可することに決定いたしました。（福田委員入室・着席）</p> <p>更にお目通しをお願いいたします。</p>

議 長	はい、それでは、高山地区 3 番を除くその他の申請について、異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	<p>異議なしとのことですので、高山地区 3 番を除く、内之浦地区 3 件、高山地区 4 件については、全て申請どおり許可することに決定しました。</p> <p>以上で議案第 28 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の件を終わります。議案については以上で終了しました。</p> <p>つづきまして、報告・協議に入ります。1 番から 3 番まであります。9 ページをお開きください。</p> <p>報告・協議、1 番の農地利用集積計画の解約について、9 件あります。お目通しをお願いします。</p> <p>それでは、この件についてご意見等はありませんか。</p>
	【なしとの声あり】
議 長	<p>なしとのことですので、つづきまして、10 ページをお開きください。</p> <p>つぎに報告・協議、2 番のあっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が 5 件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。</p> <p>まずは「あ-1-19」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あ-1-19」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町新富〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番外 2 筆、地目・面積は、田が 1 筆、677 平方メートルと畑が 2 筆合計で 1,532 平方メートルです。あっせんの種類は譲渡又は貸付希望です。</p> <p>希望価格については、譲渡、貸付ともに周辺相場で、貸付の場合の期間は 5 年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇集会所から北へ 100 メートルほどの所に墓地がございますが、西側に隣接して〇〇〇-〇と〇になります。また、〇〇橋を渡り、すぐに左折し堤防下の道を 250 メートル行った右手の 2 枚目になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、申出場所は〇〇集落と〇〇集落の 2 か所になっています。それでは「あ-1-19」のあっせん委員に、地区委員の富永委員と白田委員をお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-1-20」と「あ-1-21」については関連があるそうですので、同時に事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-1-20」と「あ-1-21」については関連がございますので一緒に説明させていただきます。</p> <p>「あ-1-20」の申出人が肝付町新富〇〇〇番地〇、〇〇〇さんで、申出希望地が後田字〇〇 〇〇〇番〇、田で 718 平方メートルです。</p> <p>「あ-1-21」の申出人が〇〇市〇〇 〇丁目〇〇〇-〇、〇〇〇〇さんで、申出希望地が後田字〇〇 〇〇〇番〇、田で 699 平方メートルです。あっせんの種類は共に貸付希望で、希望価格は周辺相場、期間は 3 年～となっております。場所につきましては、〇〇集会所から南に 60 メートルの所になります。</p> <p>現況は 1 枚となっております。以上、よろしく願いいたします。</p>

議 長	<p>それでは「あ-1-20」と「あ-1-21」のあっせん委員に、永野委員と福田委員並びに大窪委員にお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-1-22」と「あ-1-23」につきましても関連があるそうですので、同時に事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-1-22」と「あ-1-23」については関連がございますので一緒に説明させていただきます。</p> <p>「あ-1-22」の申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地、〇〇〇〇さんで、申出希望地が宮下字〇〇 〇〇〇番、田で1,510平方メートルです。</p> <p>「あ-1-23」の申出人が肝付町宮下〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。申出希望地が、後田字〇〇 〇〇〇番外3筆、田で4筆合計6,433平方メートルです。あっせんの種類は共に譲渡希望で、希望価格は周辺相場となっております。</p> <p>場所につきましては、役場から向かいますと高山〇〇を100メートル過ぎた所を左折いたしまして200メートル行った所に字〇〇の田が2筆、ここから南へ150メートルほどの所に字〇〇の田となっております。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-1-22」と「あ-1-23」のあっせん委員に、福田委員と永野委員にお願いいたします。</p> <p>以上であっせん申出に係る5件の、あっせん委員の選任関係を終わります。</p> <p>つづきまして、13ページをお開きください。</p> <p>報告・協議の3番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>あっせん申出に係る整理について、13ページから15ページに、あっせん申し出の未成立分の積み残し、譲渡、貸付、借受、譲受希望分をそれぞれ載せております。10月は新規のあっせん申出が5件で、只今あっせん委員を決めて頂いたところです。成立したものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧いただき、各申出分のあっせん委員になっている方で気づかれた点がありましたらお知らせください。</p> <p>あっせん申出の整理につきましては、以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、農地移動適正化あっせん申出の積み残しの分について、説明がありましたが、質問はありませんでしょうか。</p>
	<p>【なしという声あり】</p>
議 長	<p>ないようですが、あっせんの未成立分がまだ多く残っています。各担当のあっせん委員の方は大変ですが、成立に向けて活動を引き続きお願いいたします。</p> <p>つづきまして、その他に移ります。</p> <p>何かございませんか。</p>
事務局	<p>台風・豪雨の義援金の関係と全国農業新聞購読勧誘の推進関係、人・農地プランの実質化の関係、農地利用最適化推進会議10月8日開催分を事務局より、説明あり。</p>
議 長	<p>他にはございませんか。</p>
	<p>【なしという声あり】</p>

議 長	それでは無いようですので、次回の農業委員会定例総会は、11月22日(金曜日)の予定としていますので、よろしくお願いいたします。 それでは以上で、10月の定例総会を閉会いたします。
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------

<午前11時05分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和元年10月25日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 上岡ヒトミ

委 員 大窪 輝則